

## 温泉法に基づく温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について

[大阪府環境審議会温泉部会報告書]

大阪府環境審議会温泉部会長

令和5年2月17日に知事から諮問があった温泉法第32条に定める事項について、同日に温泉部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、同日付けで答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

令和4年度第1回大阪府環境審議会温泉部会  
(令和5年2月17日 場所：ホテルプリムローズ大阪)

	申請地	申請者	答申内容
温泉掘削	豊中市服部緑地183番	大和リース株式会社	本申請については許可することに支障ないものと認める
	和泉市府中町七丁目80番1	学校法人村川学園	本申請については300メートル以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める
温泉動力装置	東大阪市新町1番1	ベニス産業株式会社	本申請については許可することに支障ないものと認める

計3件